

平成25年度

# ・市民税・県民税の申告について・

平成25年1月1日現在、坂東市に住所のあるかたは、坂東市に市民税・県民税申告書を提出しなければなりません。次の事項を参照のうえ、平成24年中の所得等についての申告をお願いします。

## 申告書の提出期限は

3月15日(金)です

市民税・県民税

### 申告書の提出方法

- 1 申告相談会場に持参
- 2 課税課あてに郵送  
〒306-10692 坂東市岩井4365番地

※申告書は課税課(岩井庁舎)、窓口センター(猿島庁舎)及び申告会場にあります。

次に該当するかたは

市民税・県民税の

申告の必要はありません

1 所得税の確定申告書を提出するかた

2 給与所得、または公的年金

所得のみのかた(支払者が支払報告書を市役所に提出しているかた)。ただし、他の所得がある場合や所得控除の追加、変更がある場合は、申告が必要になります。

1 申告書及び印かん

申告相談のときには

2 収入及び所得の分かるもの

・給与所得者及び年金所得者は、「平成24年分の源泉徴収票」(給与所得の源泉徴収票が発行されない場合は、事

## 確定申告等をされるかたへ

申告相談会場では、簡単な所得税の確定申告のみを受け

業主からの給与支払証明書  
または給与明細書)

・給与所得以外のかたは、収入金額・必要経費の算定基礎となるもの

・営業等・農業・不動産所得のあるかたは、「收支内訳書」を必ず記入してご持参ください。

3 所得控除の分かるもの  
・国民年金保険料、生命保険料、地震保険料の控除証明書

・障害者手帳等、その他所得控除の分かる証明書等  
・医療費の領収書と保険金等で補てんされる金額の分かるもの

※医療費控除を受けるかたは、事前に領収書をもとに「医療費の明細書」へ医療を受けた人ごとの病院・薬局別に支払った医療費等を記入してご持参ください。

付けています。震災による雑損控除や株等の配当・譲渡所得・青色申告・消費税などの申告があるかたは、古河税務署に提出(郵送可)するか電子

申告をご利用ください。  
古河税務署

〒306-18686  
古河市北町5番2号  
☎ 0280(32)4161



## 〈申告相談会場のご案内〉

会 場	受 付 日	受付時間	案 内 図
猿島庁舎 2階第1会議室 ☎0297(44)3022 ☎0280(88)1615 (申告期間専用)	2月8日(金) ～15日(金) (土・日・祝日を除く)	午前9:00～ 午前11:00 午後1:00～ 午後4:00 受付順の個別相談となります。	
岩井公民館 2階会議室 ☎0297(35)8222 (申告期間専用)	2月18日(月)～ 3月15日(金) (土・日を除く)	午前9:00～ 午前11:00 午後1:00～ 午後4:00 受付順の個別相談となります。	

※地区にかかわらず、猿島庁舎と岩井公民館のどちらでも申告することができます。

■お問合せ 課税課市民税係(岩井庁舎／内線1754・1756)

※申告相談期間中(2月8日～3月15日)は各申告相談会場にお問合せください。